

家庭養育優先原則に基づく社会的養育を 迅速かつ確実に実現するための提言書



子どもの家庭養育推進官民協議会



提言にあたって

子どもの家庭養育推進官民協議会の取組に対し、平素から格別の御高配、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本会は、虐待や親の養育困難などにより実の親と暮らすことができない子どもたちを支援することを目的とした全国初の官民連携組織として、平成28年4月4日（養子の日）に発足し、里親委託、特別養子縁組の取組を推進しています。

子どもの家庭養育優先原則の実現に向けては、実質的な取組初年度となる平成31年度において、必要な財源を確実に確保し、必要な取組を適切に事業化することが必要不可欠であります。

本会においても、本年6月1日に開催した平成30年度総会にて実施した政策提言において、「新しい社会的養育ビジョン」の理念に基づく取組を、いわゆる「骨太の方針」に位置付け、必要となる財源を確保するとともに、国による支援策を明確に示されるよう、前大臣にご要望したところ、本年6月15日に閣議決定された同方針（「経済財政運営と改革の基本方針2018」）において、「家庭養育優先原則に基づく特別養子縁組、里親養育支援体制の整備、児童養護施設等の小規模・地域分散化、職員配置基準の強化を含む高機能化及び家庭養育支援への機能転換などの社会的養育を迅速かつ強力に推進する」と明記いただきました。

この記載に至るご尽力に感謝申し上げるとともに、下記の提言内容を踏まえて、平成31年度予算や取組にこの方針を反映させ、国と地方、関係団体の連携のもと、子どもの最善の利益の視点に立った、家庭養育優先原則による社会的養育の実現に向けた取組を迅速かつ確実に実施されることを強く要望いたします。

平成30年11月19日

厚生労働大臣 根本 匠 様

子どもの家庭養育推進官民協議会

会長 鈴木 英敬



【要望項目一覧】

	頁
1. 子どもの権利擁護に向けた取組の推進	3
2. 社会的養育推進に向けた財源の確保	3
3. 里親包括支援体制の構築に向けた支援の充実・強化	3
4. 児童相談体制の強化と支援の充実	4
5. 特別養子縁組の推進	5
6. 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた支援の充実	5
7. 児童福祉施設が取り組む多機能化等への支援の充実	5
8. 一時保護受入体制整備に向けた支援の充実	6

子どもの家庭養育推進官民協議会

子どもの「最善の利益」の実現のために、すべての子どもが愛情豊かな理解ある家庭環境の下で成長することができる社会を目指して、家族分離の予防や養子縁組・里親委託の推進などの取り組みを進める、自治体と民間団体からなる全国発の組織（任意団体）として、平成28年4月4日に発足しました。現在、自治体は25団体（県14、市11）、民間団体は14団体、計39団体が加盟し、家族分離の予防や養子縁組・里親委託の推進などの取組を推進しています。

参加団体

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、柏市、千葉市、横須賀市、静岡市、浜松市、大津市、奈良市、福岡市、日南市、伊勢市、明石市、ヒューマンライツウォッチ、Living in Peace、全国里親会、全国養子縁組団体協議会、キーアセット、里親支援センター「なでしこ」、CVV (Childrens Views and Voices)、CAPNA (Child Abuse Prevention Network AICHI)、G1サミット、日本ユニセフ協会、日本財団、静岡市里親家庭支援センター、日本ファミリーホーム協議会、SOS子どもの村 JAPAN

【要望内容】

1. 子どもの権利擁護に向けた取組の推進

自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、年度内に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の一環として作成されるガイドラインに基づき、子どもの権利擁護に関する体制のモデルを示すとともに、その実施に向けた地方自治体や民間団体の取組を積極的に支援すること。

2. 社会的養育推進に向けた財源の確保

国から新たに示された要領やガイドラインに基づき、2020 年度末までに里親養育包括支援体制を構築し、適切なマッチングや里親家庭への十分な支援を行えるようにするには、これまで各地域が進めてきた取組を踏まえて、地域の実情に応じた対応を検討し、取組を円滑に移行させていく必要がある。

しかし、従前の支援制度の組み替えだけでは事業者のニーズに対応できず、また、地方自治体においても、現行の負担割合（国、地方1／2）では財政的に限界がある。

これらに対応するため、消費税率引上げ分を充当する予定の社会保障経費のうち、子ども・子育て支援分の中に社会的養育推進分を明確に位置づけて必要な財源を確保するとともに、フォースタリング機関が、継続的に質の高い里親養育支援に取り組めるよう十分な予算措置をすること。

3. 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の充実・強化

- ① 新たに里親養育包括支援事業に取り組もうとする施設や団体、N P Oが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- ② 支援に高い専門性が求められる子どもの委託が増加している傾向を踏まえ、支援の必要性の判断基準を明確に定めたうえで、里親養育包括支援事業に、専門性の高い支援が必要な里子を養育する里親への支援メニューを新たに加えるとともに、里親手当等の加算などを検討すること。

また、将来的には支援内容の質を確保したうえで、里親養育包括支援事業の支出を補助金から措置費に切り替えること。

- ③ 質の高いフォースタリング業務の実現に向け、フォースタリング業務を担う人材の育成に取り組む必要があるため、国が責任を持ってフォースタリング業務を担う、官民双方の職員を対象とした研修プログラムの開発と実施に取り組むこと。
- ④ 里親包括支援制度の確実な推進と養育支援の質を確保することを目的として、社会養育に特化した児童ソーシャルワーカーの国家資格化について検討すること。

4. 児童相談体制の強化と支援の充実

- ① 全国で増加する児童虐待に適切に対応していくには、里親制度の充実・強化が不可欠であるため、年内に公表される「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定にあたっては、里親養育支援のための児童福祉司の配置及び児童心理司の配置基準（児童福祉司2人につき1人配置）を明記するとともに、市町村における人員体制の強化についても盛り込むこと。
また、児童相談所職員の平均在籍期間が3～5年程度である実態を踏まえ、児童相談にかかる専門職のあり方を抜本的に見直すこと。
- ② 同プランが求める職員配置の増員を確実に推進するため、地方交付税の増額措置や新たな交付金の創設など必要な財源措置を行うこと。
- ③ 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた財政支援制度の創設や、児童相談所の設置を予定している中核市や特別区が開設前から里親制度の推進する場合の財政支援の仕組みを構築すること。

5. 特別養子縁組の推進

- ① 特別養子縁組の養子の上限年齢を見直し、児童福祉法上の児童の範囲と同じ18歳未満とすること。
- ② 現在は特別養子縁組の審判後の即時抗告まで実父母の同意の撤回が認められているが、もしも撤回が認められた際には、すでに養親候補者と子の間に愛着関係が生じている場合、子にとって大きな不利益が生じる。そのため、一定期間経過後は同意を撤回できない仕組みを設けること。
- ③ 実父母の確定的な同意が得られないようなケースに関しては、親子関係を終了させる手続と養親となる者との間での新たな親子関係を成立させる手続を二分し、第1段階の申立てをする者を養親候補者の負担を軽減するため児童相談所長とすること。この見直しにより、養親となる者の負担を軽減し、特別養子縁組の成立を促進すること。
- ④ 特別養子縁組の推進に向けた人材育成の強化や円滑に民間と行政が連携するためのデータベースの構築、養子縁組家庭への中長期的な支援体制の整備などの社会的基盤づくりに向けた財政措置を行うこと。

6. 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた支援の充実

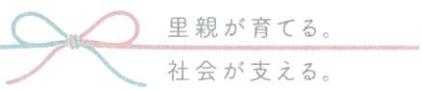
市町村の在宅支援体制を強化するため、市町村が子育て世代包括支援センター等で実施する子育て支援事業、母子保健事業に対する財政支援策を充実させるとともに、子ども家庭総合支援拠点設置に向けた支援メニューの充実を図ること。

7. 児童福祉施設が取り組む多機能化等への支援の充実

社会的養育環境の整備にあたっては、里親と児童福祉施設が互いに連携して支援を必要としている子どもの養育に取り組める環境の整備が不可欠であるため、施設が取り組む専門性の向上や多機能化、施設の小規模化、地域分散化が子どもの不利益となることなく円滑に進むよう、安定した運営が継続できる体制の保障や新たな取組を促進する適切な予算措置を行うこと。

8. 一時保護受入体制整備に向けた支援の充実

- ① 現在、児童養護施設や乳児院等とされている一時保護専用施設の設置に向けた補助の対象に、小規模の安全安心な家庭的環境で専門的にアセスメントやケアなどを実践しているN P Oを加えること。
- ② 一時保護ガイドラインに沿って、地域に分散化した開放的小規模な一時保護専用施設を、多くの子どもが活用できるよう、1施設あたり1か所のみ指定している現状の通知文「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」を見直し、複数の分散した地域小規模施設も指定できるようにすること。また、一時保護実施特別加算の対象となる施設に、障害児入所施設も含めること。
- ③ 児童相談所付設の既存一時保護所の小規模化に向けた施設整備については、地域分散化などにより既存一時保護所の定員を縮小する場合も含めて、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象とすること。



里親が育てる。
社会が支える。